

平成27年度 国民健康保険料のお知らせ

～保険料率の引き上げにご理解をお願いいたします～

国民健康保険は、加入者の皆様からご負担いただく保険料と国・県などが負担する公費で運営されています。そのため、医療費が増えるとその費用を補うため、保険料の引き上げが必要となります。

医療の高度化や高齢化に伴い、医療費は年々増加し、長岡市国民健康保険の財政は非常に厳しいものとなっています。しかしながら、急激な負担の増加を避けるため、一般会計からの繰り入れにより、皆さまの負担を必要最小限に抑えました。

安定した保険給付を行い、安心して医療を受けていただくために、ご理解をお願いします。

今後、国民健康保険を安定的に運営するために、生活習慣病を予防する特定健診の実施やジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進による医療費の適正化に取り組んでいきます。

皆さまも、医療費に関心をお持ちいただき、日ごろの健康管理に努めていただくなど、ご協力をお願いします。

平成27年度の保険料率等（年間）

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
対象者	国保加入者全員	国保加入者全員	国保加入者のうち 40歳～64歳の人
保険料率	所得割額 賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 7.40 %	所得割額 賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 2.84 %	所得割額 賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 2.31 %
	均等割額 加入者1人当たり 25,057 円	均等割額 加入者1人当たり 9,335 円	均等割額 加入者1人当たり 13,984 円
	平等割額 1世帯当たり 18,438 円	平等割額 1世帯当たり 6,869 円	
最高額	52万円	17万円	16万円

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の国民健康保険料となります。

保険料負担最高額の変更について

国保加入者間の負担の公平化を図るため、保険料負担の最高額が国の制度改革により、医療給付費分保険料が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分保険料が16万円から17万円に、介護納付金分保険料が14万円から16万円に変更となりました。

保険料軽減制度の拡充について

世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額及び平等割額が軽減されています。

平成27年度から軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、対象世帯が拡大されます。

該当になる世帯については、納付通知書7,9,11ページの【軽減額】の欄に記載がありますので、ご確認ください。